

「墜落制止用器具」を確認しましょう！

～ 政令等が完全施行されます ～



ひとくらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

安芸労働基準監督署

平成30年に「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改め、墜落・転落による労働災害を防止するための措置等を改正する政令等が公布されておりますが、**令和4年1月2日**から同改正が**完全施行**となります。

つきましては、旧規格の「安全帯」ではなく、**新規格の「墜落制止用器具」**の着用の有無について、今一度、ご確認ください。

胴ベルト型

フルハーネス型

ベルト部分等に**墜落制止用器具の種類等**が表示されています。（新規格第9条第1項）
※旧規格では**安全帯の種類等**が表示されています。（旧規格第8条第1項）



墜落制止用器具

種類 胴ベルト型
令和○年○月製造



安全帯

種類 胴ベルト型
平成○年○月製造

表示例



墜落制止用器具

種類 フルハーネス型
令和○年○月製造



安全帯

種類 フルハーネス型
平成○年○月製造



種別 第一種

使用可能質量 100kg
最大自由落下距離 1.8m
落下距離 3.3m



記載なし

表示例



種別 第一種

使用可能質量 100kg
最大自由落下距離 2.3m
落下距離 4.1m



記載なし

ショックアブソーバ部分にショックアブソーバの**種別、使用可能質量、最大自由落下距離、落下距離**が表示されています。（新規格第9条第2項）
※旧規格ではショックアブソーバに**表示義務がありません**。

特殊構造のもの、国際規格等に基づき製造されたもの等で新規格と同等の性能があると厚生労働省から認められたものはこの限りではありません。

『裏面のチェックリスト』を活用して、現場で適切な「墜落制止用器具」の使用をお願いします！

安芸労働基準監督署【TEL : 0887 (35) 2128】 (R3.12)

墜落制止用器具の安全な使用チェックリスト

項目	内 容	参 考	対 策 例
1 選 定	☐ 旧規格の「安全帯」ではなく新規格の「 墜落制止用器具 」を着用させること（フルハーネス型であっても旧規格の「安全帯」は不可）。	安衛則第518条等	墜落制止用器具及びショックアブソーバそれぞれに表示された種類・種別等を確認・点検し、作業させる等
	☐ 腰の高さ以上 にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、 第一種ショックアブソーバ を選定すること。 足下 にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型で 第二種ショックアブソーバ を選定すること。	ガイドライン第4	
	☐ 墜落制止用器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が 使用可能な最大質量を超えないよう に器具を選定すること。	安衛則第518条等、新規格第2条、ガイドライン第4	
	☐ 胴ベルト型 が使用可能な高さを 5メートル以下 に設定し、これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用させること。	ガイドライン第4	
2 装 着	☐ <フルハーネス型> 墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることをないように、 緩みなく確実に装着 させること。	ガイドライン第5	朝礼等での身だしなみ点検のほか、作業員同士で装着状況を確認し合う環境を構築する等
	☐ <胴ベルト型> できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に 足部の方に抜けない位置 に、かつ、極力、 胸部へずれないよう確実に装着 させること。	ガイドライン第5	
3 使 用	☐ 高さ2メートル以上で足場などの作業床を設けることが困難な作業場所、墜落防止用の囲い等を設けることが著しく困難な作業床、臨時的に手すり等を取り外した足場や架設通路等で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある等の場合は、墜落制止用器具を使用させること。	安衛則第518条等	使用方法にかかる教育の実施、墜落制止用器具の取付可能箇所や取付禁止箇所について「見える化」を図り、周知する等
	☐ 取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。	ガイドライン第5	
	☐ 取付設備は、 ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもの で、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る 堅固なもの とすること。	ガイドライン第5	
	☐ 取付設備は できるだけ高い位置 とし、取付設備の高さ等により定まる自由落下距離が、 ショックアブソーバ に表示された 最大自由落下距離を超えないよう にすること。	安衛則第518条等、新規格第2条、ガイドライン第5	
4 管 理 等	☐ 回し掛け は、フック等に横方向の曲げ荷重を受ける等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ 避ける こと。	ガイドライン第5	定期点検日を設定し、点検表を作成して記録する等
	☐ 日常点検のほか一定期間（6か月以内）ごとに 定期点検 を行うこと。 （ベルト（摩耗、傷、ねじれ、硬化、溶解等）、縫糸（摩耗、切断、ほつれ）、金具類（摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、劣化、溶融、回転部・パネ等の不良等）、ランヤード（摩耗、素線切れ、傷、やけど、変形、変色、硬化、溶解、アイ加工部・ショックアブソーバの不良）、巻取り器（巻込み・引き出し・ロックの不良）等）	ガイドライン第6	
	☐ 一度でも落下時の衝撃がかかったもの、点検の結果で異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用させないこと。	ガイドライン第7	
5 資 格	☐ 高さが2メートル以上の箇所、足場などの作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型の墜落制止用器具を使用させる場合には、 特別教育 を実施すること。	安衛則第36条	作業開始前に資格状況を確認する等

このチェックリストは「ワークポジショニング作業を伴わない場合」に使用してください。

安衛則：「労働安全衛生規則」、新規格：「墜落制止用器具の規格」、旧規格：「安全帯の規格」、ガイドライン：「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」